

平成28年度新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時 : 平成28年10月24日(月) 午後1時30分開始 本館6階第3委員会室

出席者 : 委員10名 古川会長, 石本委員, 上村委員, 大橋委員, 小室委員,
中山委員, 前川委員, 水澤委員, 宮沢委員, 山田委員
事務局6名 井崎総務部長, 山際職員課長, 平出財務課資金室長,
松井職員課長補佐, 井越給与係長, 佐藤給与係主査

1 開 会

① 副市長あいさつ

2 会長選任

3 諮 問

4 議 事 市長・副市長, 議員の報酬等について

① 資料説明

② 質疑

③ その他

5 閉 会

(職員課長補佐)

皆様お揃いのおようですので、「平成28年度第1回特別職報酬等審議会」を開催いたします。司会を務めさせていただきます職員課課長補佐の松井と申します。よろしく申し上げます。本日の審議会は、委員総数10名のうち、10名のご出席でございまして、審議会の成立要件を満たしておりますので、ご報告申しあげます。本日の会議の進め方ですが、お手元の次第に従って進めてまいりたいと考えております。この度は、委員任期満了による改選後の初めての審議会でございますので、まず会長選任を行います。その後諮問を行い、議事に入りたいと考えています。なお本日、新潟日報社様から撮影等の希望がありましたので、ご了承ください。はじめに木村副市長よりご挨拶を申し上げます。

(木村副市長)

本日はご多用の中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から市政の様々な分野でご理解とご協力を賜り、改めて感謝を申し上げます。本来でしたら市長が挨拶すべきところでございますが、あいにく現在出張中でございますので、私副市長の木村が代理を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

この審議会は、審議会設置条例の規定によりまして、一般職の給与に関する人事委員会勧告が行われた時に、市長・副市長の俸給額、議員の報酬額、期末手当についてご審議い

ただいております。

本日の審議会は、先般行われました人事委員会による一般職のプラス勧告を踏まえまして、開催するものでございます。本日お集まりの皆様方におかれましては、委員改選により初めてご参加いただく方もいらっしゃると思っております。どうぞ、様々な観点から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(職員課長補佐)

次に、委員の皆様を五十音順に紹介をさせていただきます。

石本伸二委員、上村都委員、大橋武紀委員、小室千代子委員、中山英子委員、古川兵衛委員、前川幸子委員、水澤貞三委員、宮沢啓嗣委員、山田春美委員。以上、10名の委員の皆様でございます。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。井崎総務部長、山際職員課長、平出財務課資金室長、井越給与係長、佐藤給与係主査。

事務局の紹介は以上です。

続きまして、会長の選任に移りたいと思います。条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。選任の進行につきましては、事務局側で務めさせていただきます。会長選任について、ご意見はありませんでしょうか。

【「古川委員がよいのではないか」との声あり】

(職員課長補佐)

その他のご意見はありませんでしょうか。それでは只今ご意見がありました通り、古川委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

(職員課長補佐)

それでは古川委員、会長席へお願いいたします。古川会長よりご挨拶をお願いいたします。

(古川会長)

会長に選任いただきました、古川でございます。よろしくお願い申し上げます。

今年も人事委員会の勧告を受けまして、特別職の報酬について皆様に熱心なご議論をいただくわけですが、報酬を引き上げるべきか据え置くべきかということについては、明確な基準があるわけではございません。それゆえに困難な部分もありますが、皆様それぞれ

の立場等から、活発な意見交換を行っていただき、実りのある審議会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(職員課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、諮問をお願いいたします。

【副市長から、諮問書の読み上げと会長へ諮問書交付】

(職員課長補佐)

木村副市長につきましては、この後他の公務が控えておりますので、誠に恐れ入りますがここで退室させていただきます。

【木村副市長退出】

(職員課長補佐)

それでは、これより議事に移ります。議事につきましては、古川会長より進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(古川会長)

それでは議事の進め方として、まず事務局より配布資料のご説明をいただきます。続いて、資料を中心として質問等がございましたら質問をお受けし、その後で意見交換に移りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局より、本市の特別職や他都市の特別職の報酬等の状況についてご説明いただき、あわせて審議の参考となるような財政状況など、市の諸事情についてご説明をお願いいたします。

(総務部長)

総務部長の井崎と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料3の1ページ「新潟市特別職報酬等審議会について」をご覧ください。

はじめに、当審議会の概要についてです。

設置の目的ですが、本審議会は、市長の諮問に応じて特別職の報酬等の審議を行うために設置され、一般職の給与改定状況、他都市の特別職の報酬等の額、社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、第三者的な立場から本市特別職の報酬等の金額及び適用年月日の検討を行っていただいております。

委員構成ですが、様々な職種の方にお集まりいただき、10名以内で構成しております。

審議会の開催と諮問・意見聴取事項についてですが、①から③に記載の報酬等の額を改正するため、関係条例の改正議案を議会に提案する場合に開催しております。また、市人事委員会の給与勧告があった場合も、諮問を行い、①、②の額について、ご審議いただいております。

なお、諮問事項ではありませんが、教育長や行政委員などの報酬等の額についても、必要に応じて意見を伺うことができることとなっています。

2 ページ、審議会の基本的な流れです。

今月11日、人事委員会は、一般職の給与に関する勧告を行いました。このため本日、審議会を開催いたしております。審議会では、特別職の報酬等をどうすべきかご審議をいただき、答申に向けて、ご意見の集約を行っていただきたいと思います。答申は、11月8日の予定とさせていただきます。会長から市長へ答申書を提出していただくこととなります。なお、答申結果を踏まえ報酬等を改定する場合は、市議会へ条例改正案を提出することとなります。

次に、3 ページ「特別職の給与改定において考慮すべき諸事情と現状・経過」についてです。昭和36年の国通知におきまして、「特別職の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと」とされています。考慮する諸事情は、3 ページから4 ページにかけて、4 つに分けて記載しています。3 ページ中ほど「2 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯」をご覧ください。一般職の改定状況とともに市長の改定状況を記載していますが、市長・副市長、議員の報酬等につきましては、本年4月、約0.3%の増額改定を行いました。市長等の改定は、平成18年4月に引下げを行って以来10年ぶり、政令市移行後は初の改定となっています。

5 ページをご覧ください。市人事委員会による報告・勧告を記載しています。この内容につきましては、皆様に事前に情報提供させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

7 ページ以降については、職員課長から説明申し上げます。

私からの説明は以上です。

(職員課長)

引き続きまして、私からご説明させていただきます。

それでは、資料3の7 ページをご覧ください。特別職の報酬等の状況について記載させていただきます。表については、本市の特別職の報酬等の現行額を記載しております。表の左から、役職、報酬月額、期末手当額、期末手当額を12月で除して算出した月平均手当額、報酬月額と月平均手当額を合計した月平均支給総額、最後に一番右が年収見込額、という順に記載させていただいております。

続きまして、8ページをご覧ください。平成8年からの特別職の改定状況を、8ページから9ページにわたり、年ごとに記載させていただいております。まず、8ページの一番上の表には、市長から議員まで、特別職のこれまでの改定の状況を記載しております。この表の下、ページの真ん中に記載されています表には、本市人事委員会勧告の改定率、つまり一般職員の給与の改定状況を記載しております。この表の下に、「国指定職俸給表改定率」と記載させていただいておりますが、こちらは国の事務次官ですとか審議官など、指定職の給与改定状況を参考に記載させていただきました。本市特別職の報酬は、一般職員の改定状況や国指定職の改定状況を考慮してきたことから、あわせて記載させていただきました。

本年の市一般職と国指定職の改定状況につきましては、9ページの真ん中の表、「H28」と書いてある一番右の欄をご覧ください。本市の一般職員の改定率は0.2%、諸手当等を含むと0.14%という改定率になっております。その下の方、国の指定職については改定がなかったため、横棒を記載しております。

大変恐縮ですが資料を戻っていただき、3ページをご覧ください。表中、考慮事項1として、国家公務員の特別職の職員の給与改定というタイトルがございますが、この下に文章が3行ほどありまして、その3行目に「特別職は未定」と記載されておりますが、その後の確認により、国の特別職についても今年は改定無しという状況になっております。こちらのほう、改定無しということで訂正をお願いします。

続きまして、8、9ページの改定の経過について引き続き説明させていただきます。1番下の「参考」と書かれている表は、本市人事委員会が調査しました、本市の民間事業所従業員との平均給与と本市職員の平均給与額を対比して記載したものです。

なお、市の人事委員会は、平成19年4月の政令市移行により設置されましたので、平成18年以前はデータがございません。また、ページ中段の表につきましても、市人事委員会の勧告内容というタイトルになっておりますが、平成18年度以前の欄は、国の人事院の勧告内容を記載させていただいております。

この表をご覧くださいますと、本市特別職の報酬等は平成18年4月に引き下げを行っております。資料で言いますと、8ページ上段一番右の欄になります。それ以降は据え置きという状況が続いていたところございますが、本年4月に、約10年ぶりに特別職の改定を行ったところですので。改定額については、市長がプラス4,000円、副市長、議長、副議長が3,000円、議員が2,000円の増額となっております。

続いて、10ページをご覧ください。ここからは、他の政令指定都市の報酬等の状況を記載しています。表の左から順に、都市名、各市の人口、平成27年度普通会計歳入決算額、歳入に占める市税額および割合、市長から議員までの報酬月額を順に記載しております。右側の「順位」と書かれている欄は、政令市の中で金額が高い順ということで順位付けをしております。順位の右、「適用年月日」については、改定を行った直近の年月を記

載しております。表の一番右、政務活動費については、今回の諮問の対象とはしていませんが、参考までに記載させていただきました。

一番上の行が新潟市になりますが、この順位を見ますと、市長が18位、副市長16位、議長19位、副議長20位、議員19位となっており、本市は全体として低位にある状況です。順位の隣の「適用年月日」欄を見ますと、新潟市は平成28年4月1日に改定を行っておりますが、他の政令市を見ますと、ここ1～2年内に改定を行っている都市もありますが、多くの都市が数年、中には20年以上も改定していない都市もあります。なお、政令市の一般職員の給与改定の状況は、資料に記載しておりませんが、本年の政令市の人事委員会勧告では、本市を含め多くの政令市で3年連続引き上げとなっているような状況です。このことから、一般職員の改定があっても特別職が連動して改定しているわけではないという都市が多いと言えるのではないかと思います。

続いて、熊本市の額を記載している行の下をご覧ください。本市を除く19政令市の平均額を算出し、記載しています。さらにその下には、市長の俸給月額を100とした場合の、副市長以下各職の月額の比率を掲載しています。この比率について、他の政令市や新潟県と比較してみますと、例えば議長の報酬月額については、本市が対市長比66.9%であり、政令市平均では76.1%、新潟県では77.4%となっています。

このことから、本市議長の報酬月額は、市長の俸給月額から見て、比較的差が開いているということが分かります。副議長、議員についても、議長と同様の状況が見てとれるかと思えます。すぐ下に、参考として議長の報酬月額を100とした場合の副議長、議員の比率も掲載していますが、こちらは他の政令市、新潟県と比較しても、大きな差はない状況となっています。

次に、11ページをご覧ください。こちらは10ページの表と同様、特別職の月額を掲載したのですが、人口や財政規模が本市と類似している7市を抜き出し、まとめたものです。表の見方は、10ページでご説明しました内容と同様です。この表で新潟市の順位を見ますと、類似都市の中におきましても、本市特別職の月額水準は下位にある状況です。

続いて、12ページです。こちらは市長、副市長の期末手当の支給状況を掲載しています。6月分と12月分を合計した、年間の総支給額を記載しております。各都市において、年間の支給月数が異なっていますが、国の特別職や指定職と同様の支給月数「3.15月」としている都市が多くなっています。中には、一般職の期末手当と勤勉手当の支給月数の合計と同じ割合「4.20月」としている都市もあります。支給月数の隣、「加算率」とありますが、一般職では、その役職に応じて、俸給月額に役職加算を乗じて支給しており、これに相当する率を特別職にも用いております。他都市を見ましても、一般的に加算は最大で20%となっておりまして、特別職についても、一般職に準じて役職加算を乗じて支給しているのが一般的でございます。さらに、管理・監督する地位にある職員に乗じる管理職加算を加味している都市もあります。こちらは最大で25%という率を設定している

都市が多いことから、役職加算と管理職加算を合計して最大45%の加算率を適用している都市もあります。なお、管理職加算は、国、都道府県及び政令市に認められている加算ですが、本市は政令市移行時にこの加算制度の導入を行っておりませんので、先の役職加算相当のみの20%を適用している状況です。

その隣に順位が記載されておりますが、こちらは金額が高い順に順位付けしたものです。

続いて適用年月日ですが、多くの都市が一般職や国家公務員の改定状況を踏まえて改定していることから、平成27年12月1日からとするところが多くなっています。

本市は、昨年度の審議会にて、期末手当は「据え置き」とする答申をいただきましたので、改定しておりません。このため、国の特別職や指定職に準じて「3.15月」としている他都市とは支給月数が異なっています。支給額の順位ですが、10ページでご覧いただいた報酬月額では市長が18位、副市長が16位となっておりますが、支給月数や加算率の関係により、期末手当は政令市中最低位となっております。こちらの表の下の方にあるとおり、本市を除く19市の単純平均と、新潟県の状況を参考として記載させていただきました。

続いて13ページです。こちらは、市長、副市長の期末手当について、11ページの報酬月額と同様に類似都市7市を抜き出して記載したものです。見方については、11ページと同様になります。

続きまして、14ページをご覧ください。議員の期末手当についてまとめた表です。市長、副市長と同様、期末手当額は最低位となっております。表の作りにつきましては、12ページと同様になります。

続く15ページの表は、先ほどの14ページの表の中から、類似7都市を抜き出してまとめたものになります。

続きまして16ページになります。市長、副市長の年収ベースでの比較表です。俸給月額と期末手当の年額のほか、賃金水準の高い地域で支給することができる「地域手当」の年額を加え、年収として記載しています。地域手当は、都市に応じて支給率が異なっております。また、地域手当の率が0%となっている都市がいくつかありますが、こちらは支給がない都市、または地域手当相当分を俸給月額に含めて支給しているような都市になります。順位については、年収が高い順となります。表の下の方には、他の表と同様、本市を除く19市の単純平均と新潟県の状況を記載しております。

続きまして、17ページをご覧ください。市長、副市長の年収につきまして、16ページの表のうち類似7都市を抜き出してまとめた表でございます。

続いて18ページには、議員の年収を掲載しています。先ほどの市長、副市長の表と同様の作りとなっております。

19ページをご覧ください。先ほどの18ページの議員の年収の状況について、類似7都市を抜き出してまとめた表になります。

続きまして、20ページです。新潟県の特別職との比較です。新潟県は、本年1月より、知事を5,000円引上げており、その他の職についても3,000円から4,000円の引上げを実施しています。市と県の月額を比較した場合、議長、副議長、議員の差が特に大きくなっている状況です。

21ページから24ページには本市の財政状況を掲載しています。財政状況につきましては、この後、別の資料にてご説明いたしますので、省略させていただきます。

最後、25ページです。こちらは新潟市の消費者物価指数の状況を整理したものです。消費者物価指数は、広く年金や賃金改定の参考として使われておりますので、参考としてお示ししています。表は、平成27年の物価状況の平均値を100として表した指標です。ここで、表に一カ所訂正をお願いします。上から3番目の行、平成26年平均の数値の中で、「保健医療」の項目に「999.1」と記載がありますが、「99.1」の誤りです。大変失礼いたしました。こちらの表、一番左の「新潟市総合」とある列を見ますと、平成26年は、同年4月からの消費税率の引上げの影響で、前年を3ポイント近く上回る数値で推移し、平成27年も、若干の上昇を見せている状況となっております。

一点、資料の訂正漏れがありましたので、11ページにお戻りいただきたいと思っております。表中、新潟市の部分ですが、人口に「1,273」という数字が入っておりますが、こちら誤ってさいたま市の数字が入っております。正しくは「799」となります。決算の部分も、「4,602」となっておりますが、「3,614」に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

資料3につきましてはの説明は以上です。引き続き、当日配布させていただいた資料をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、本市を含めた政令市の議員1人当たりが抱えます市民の数ですとか、市民一人当たりの議員報酬負担額についてまとめさせていただいたものです。表の左から、都市名、都市の人口、議員の条例定数、議員の実数、議員一人あたりが抱える市民の数という順に記載しております。その次、順位につきましては、一人あたりが抱える市民の数が多い順に順位付けしております。表の右側になりますが、全議員報酬の年総額を記載させていただきました。議員年収×議員数という形になります。この年総額を、市民一人あたりで割り返した金額をその隣に記載させていただいております。表の一番右の順位については、市民一人当たりの報酬負担額が高い順に順位付けしたものです。

私からの説明は以上です。この後、引き続き、財務課平出資金室長から、新潟市の財政状況についてご説明申し上げます。

(財務課資金室長)

私の方から、資料4について説明させていただきます。こちらの資料は、投資家向け説明会で使用している資料となります。他都市との比較等も出ていますので、こちらの資料

を使ってご説明したいと思います。

初めに、2ページをご覧ください。平成28年度の本市当初予算の状況です。全会計の合計で、7,126億円となっています。一般会計、特別会計、企業会計別の内訳は、左側に記載のとおりとなります。このうち、一般会計当初予算は3,593億円で、棒グラフにあるとおり政令市の中では15番目の規模となっております。

次に、3ページをご覧ください。平成27年度普通会計決算の状況です。上段のグラフが歳入の内訳、下段が歳出の内訳です。それぞれ、上が27年度、下が26年度です。

上段の歳入につきまして、27年度は3,614億円、前年度比135億円、3.6%の減となりました。グラフの一番左、市税は1,201億円で、前年度比9億円、0.7%の減となっています。これは、税制改正による法人市民税の税率の引き下げの影響によるものです。右から2つ目、市債ですが、549億円で、前年度比104億円の減となっています。これは、合併建設計画が終了し、大規模な施設整備が完了したことによるものです。続いて下段の青いグラフ、歳出についてです。平成27年度は3,593億円で、前年度比128億円、3.4%の減となりました。これは、合併建設計画終了に伴う建設事業費の減少によるものです。一方、扶助費につきましては、子ども子育て支援新制度への移行により保育園、認定こども園などの委託料が増となったことによるものです。

続きまして、4ページをご覧ください。義務的経費の構成割合です。人件費、扶助費、公債費の3つからなる義務的経費が歳出総額に占める割合について、他の政令市と比較したものです。新潟市は、46.0%となっており、政令市の中では低いところに位置しています。

続いて5ページ、財政力指数と経常収支比率です。左のグラフが財政力指数です。数字が1に近づく、あるいは1を越えるほど財政力が強いということになります。新潟市は0.743であり、政令市平均の0.863を下回っておりますが、前年度の0.733より良化しています。右のグラフは、経常収支比率です。こちらは、財政の弾力性を示す指数になります。100に近づくほど財政が硬直化しているという指数になります。新潟市は94.0%、前年度比で0.6ポイント悪化したものの、政令市の平均より0.8ポイント良好であり、政令市中では7番目に低い位置にあります。

次に6ページ、健全化判断比率です。左のグラフは実質公債費比率になりまして、こちらは11.0%。右のグラフ、将来負担比率は138.9%と、どちらも早期健全化基準を下回っております。早期健全化基準につきましては、左の実質公債費比率については25%、将来負担比率は400%となっております。この基準を超えますと、起債が制限されたり、財政健全化計画を定め、財政健全化を図らなければいけなくなるというものです。実質赤字比率・連結実質赤字比率は、どちらも黒字となっています。

続いて、7ページをご覧ください。全会計の市債残高になります。左の表は、会計別市債残高です。27年度末の、全会計合計の残高は9,737億円で、前年度に比べ約12

0億円の増加となっています。会計別に見ますと、一般会計は189億円の増加です。主な原因としましては、臨時財政対策債が増加したことなどによるものです。続いて、企業会計におきましては記載のとおりとなっており、水道事業会計・病院事業会計など、主要施設の整備が完了していること、また下水道事業につきましては建設費の縮減を図っていることから、今後大きく増える見込みはなく、全体としては減少していく傾向にあります。次に、右のグラフ、経常一般財源に対する全会計市債残高倍率です。全会計の市債残高について、全会計の歳入総額から国県支出金や市債などを除いたいわゆる経常一般財源に対する倍率を、他の政令市と比較したものです。新潟市は5.48倍と、前年度の5.56倍から改善し、政令市の中では15番目ということになっております。

続いて8ページです。こちらは外郭団体の状況となっております。新潟市が25%以上出資している法人の状況についてまとめたもので、記載のとおりとなっております。

続きまして10ページをご覧ください。新潟市では、行革プラン2015に基づいて行革を進めております。とりわけ財政面につきましては、後ほどご説明します財政予測計画を策定し、平成34年までの推計を市民にお示しするとともに、厳しい財政状況が今後も見込まれる中、将来世代に過度の負担を強いることのないよう、必要な分野の選択と限られた経営資源の集中を図っているところです。プライマリーバランスや市債残高について目標を掲げ、記載のような内容で改革を進めていくことにしています。

11ページをご覧ください。こちらは財政予測計画になります。財政予測計画は、急激な人口減少・少子超高齢社会を迎える中で、持続可能な財政運営を行うため昨年3月に策定したのになります。前提条件は、点線の枠内に記載のとおりです。平成26年度に合併建設事業が終了したことにより、今後は普通建設事業を縮減し、持続可能な財政運営を行っていきたいと考えております。表の下から3つめ、基金活用額の欄ですが、28年度は46億円、29年度は23億円ということで、しばらくは基金を活用した財政運営が見込まれるという状況になっております。なお、この予測計画につきましては、消費税の引き上げ延期が発表される前の推計となっておりますので、新年度予算編成後に改めて試算し公表することとしております。

次に12ページをご覧ください。先ほどお話ししました、新潟市の財政目標です。先ほどの財政予測計画を踏まえ、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスについて平成28年度から収支均衡を図り、市債残高を減少させることを目標としております。これらの財政目標を達成するため、投資的経費の厳正な事業選択や、より一層の事業見直し等による歳出削減を徹底するとともに、地域経済活性化に資する施策を充実させ、税源の涵養を図りながら歳入確保に努め持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

最後に、14ページをご覧ください。市債残高と公債費等の推移等の今後の見通しです。グラフをご覧ください。赤い折れ線グラフが市債の発行額、青い折れ線が公債費、棒グラフが市債残高となっております。市債残高は、平成28年度の5,720億円をピークに

29年度以降緩やかに減少する見込みとなっております。市債発行額は、合併建設計画の終盤となりました平成25年度をピークに減少していく見込みとなっております。公債費については、合併建設計画の影響もあり、平成34年度まで伸び続けるということで推計しております。

本市は、地方交付税の振替である臨時財政対策債の影響や、26年度まで合併建設計画を推進し、新市域の速やかな一体化と均衡ある都市基盤整備を進めてきたことから、市債残高が増加してきました。行革プランによる事務事業の選択と集中、ファシリティマネジメントの考え方に基づく財政運営などにより財政健全化を図り、財政予測計画で示したとおり、プライマリーバランスを黒字化させ、市債残高の縮減を図っていく必要があると考えております。

私からの説明は以上で終わります。ありがとうございました。

(古川会長)

新潟市の財政状況について説明いただきました。専門的な知識が無いと理解が難しいように見受けられますが、新潟市の財政状況を一言で言うと、どういう状況にあるということになるのでしょうか。

(財務課資金室長)

11ページの財政予測計画でお示しした、基金活用額を見ていただきたいと思います。今年度も市の貯金である基金を46億円取り崩して運営しているという状況でして、29年度も23億円程度取り崩すという状況になっております。ですので、今しばらくは厳しい状況が続くだろうと見込んでおります。

(古川会長)

以上、資料の説明をいただきました。ご質問ございましたらどうぞ。

(水澤委員)

財政計画の11ページを見ると、歳出合計の人件費が28年度を底として順次増えていくというように見受けられます。これはどういう理由で増えていくのでしょうか。

(財務課資金室長)

平成29年度から、現在県費で負担している教職員に係る給与負担が政令市に移譲されてきます。教職員人件費を市のほうで払う形になるためです。

(水澤委員)

わかりました。

(山田委員)

一つ私もわからないのですが、29年度から地方交付税も増えますよね。これもその影響ですか。

(財務課資金室長)

これも教職員の給与負担の権限移譲に伴ってのものです。

(水澤委員)

ちょっとわからないんですけども、公債と市債の違いというのは簡単に言うとうどうなりますか。

(財務課資金室長)

市債は借り入れをして市の歳入とするもの、公債費は、借金の返済として歳出するものになります。

(水澤委員)

借金返しのために増えるということですかね。

(財務課資金室長)

毎年返済する額がこれだけあります、という金額になります。

(水澤委員)

払う額ということですね。

(宮沢委員)

28年度プライマリーバランスは18億円の目標ということですが、だいたいどれくらいになる予想ですか。

(財務課資金室長)

当初予算では資料のとおりですが、現在は予算執行をしている段階ですので、決算の段階でどうなるかはまだちょっと。

(宮沢委員)

まだ予想はつかない？

(財務課資金室長)

そうですね。ただ、当初予算ではプラスで編成しておりますので、決算でもプラスになるようにしたいと思っております。

(中山委員)

10ページの定員管理について、28年度はどうなっていますか。

(総務部長)

すみません、そちらについては私のほうから。行政改革プラン2015の中で、26年度から計画を動かしていますが、2年経った段階で見直しましょうということで矢印が引いてあります。他の市に比べると職員数が多い状態ではありますが、当市の職員は年齢構成が非常にアンバランスな状態で、団塊の世代の大量退職もあり、技術の承継を考えると、あまり一度に退職が多いとか少ないというのは人事運営上よろしくないということもあります。ですので、職員の年齢層を平均化したいということで具体的な削減人数についてはこの2年間定めずに来ております。その状況を見てから、今一度目標値を定めようということで、28年度が終わった段階でもう一度、29年度に目標数値をセットするという計画を立てております。

(宮沢委員)

ちなみに、27年度と28年度は何人いらっしゃるんですか。

(総務部長)

今、手元にちょっと人数がないもので。

(山田委員)

市報を見てみたら、結構残業も多いんですね。びっくりしました。

(古川会長)

色々質問もおありになると思いますが、ここは特別職の報酬の審議の場ですので、審議に資するご質問ということに制限させていただきたいと思いますが、他にございますでしょうか。無いようですので、私から一つよろしいでしょうか。

資料3の9ページ、一番上の表を見ますと、平成19年から27年までの間、特別職に

についてはすべて改定無し、据え置きということでしたが、昨年になって10年ぶりに増額改定が行われました。そこで、平成19年から27年までの間、改定無しとされてきた主な理由、それから、27年において10年ぶりに増額改定となった理由、この2つについて、説明できる範囲でご説明いただけますか。

(職員課長)

表のとおり、平成19年度から平成27年4月まで全く改定がありませんでした。そのときに一般職の改定や国の改定も無かったのかと言いますと、表のすぐ下、中ほどの表に記載のとおり、平成19年度から平成25年度くらいまでは引き下げ基調が強かったものですから、一般職も国の指定職も年度によってマイナス改定、給与の引き下げをしてきておりました。ただ、特別職については政令市の中でも金額的に多くないという状況もあり、一般職や国のマイナス改定に合わせて必ずしもすぐに引き下げる必要は無いのではないかという意見が多くありました。

また、ここ最近3年連続で一般職も引き上げという形になっており、プラス改定へと基調が変わっております。これまで一般職等が引き下げるときに特別職を連動して下げていたわけではないという状況もあり、一般職が下がる時に下げなかったんだから、引き上げるときも連動させることは必ずしもしないでもいいだろうという意見がございました。条例上、一般職の給与改定があったときには特別職の報酬についても必ず諮問をしなければならないということになっていますが、審議会の議論の中では、必ずしも国や一般職に合わせる必要が果たしてあるのかどうか、ということでした。

8ページをご覧いただきたいと思いますが、昔は一般職や国の改定に連動させていたような時期もありましたが、ここ最近の審議会での議論を見ていきますと、先ほど述べたような意見が強くなってきており、必ずしも連動しておりません。また、他都市と比較してどうか、というような部分を勘案し、改定がずっとなかったという状況です。

また、28年4月に久しぶりにプラス改定という答申を審議会からお出しいただいたところですが、そちらにつきましては、これまで政令市の中では年収ベースで比較しても報酬月額で比較しても低いという状況でした。そういった中で、国や一般職が毎年プラス基調になっているという状況ですので、周りを見てみると低いという状況から、これまで引き上げてこなかった分をそろそろ引き上げてもいいんじゃないかという議論を経て、昨年度10年ぶりプラスという答申が出されたという状況です。

(古川会長)

ありがとうございました。他に質問はございますか。

(水澤委員)

引き上げは10年ぶりになりますか。

(職員課長)

そうなります。8ページ9ページの表をご覧ください。

(水澤委員)

資料の3ページの真ん中には、19年ぶりとなっているようですが。

(職員課長)

すみません。平成17年度には引き下げ改定をしております、引き上げたのが19年ぶりという状況です。

(水澤委員)

わかりました。

(古川会長)

それでは、他に質問がございませんでしたら、意見交換、審議に入りたいと思います。ご意見お願いしたいと思いますが、どなたかいかがでしょうか。なかなか最初に口火を切るのは難しいかもしれませんが、宮沢委員いかがでしょうか。

(宮沢委員)

ではまず、財政状況について。ご説明もいただきましたが、若干悪化したり改善したりということはありますが、長期予想として市が示しておられるところでは、だいたい良好に推移しているのではないかと思います。

先ほどのご説明にもありましたが、消費税の問題とか、今後の人口減少幅をどれくらいで見ていくべきなのかとか等々を考えると、数字の妥当性についてはなかなかわからない部分もあります。ですが、市が目標としておられる数字や比率を考えると、規律のある財政運営がなされているのだらうと思います。そうすると、特別職の報酬改定においても、市の運営における大きな負担になってはいないだらうと思われま。

昨年もそうでしたが、議論の中でずっとあったのが、他の政令市水準からして相当低いということ、だからといって、人勸の改定率でカバーしていくのはなかなか難しい。体系を是正していくのも、これだけの財政措置を講じなければならないということからすれば、我々の議論の範囲外に出てしまうということもあります。

ただ、期末手当の改定については見送りになっていました。一般職の方々が期末手当と

勤勉手当の2種類もらっていて、引き上げの対象は勤勉手当、評定の下になされる手当のほうであると。しかし、特別職には勤勉手当がないということで上がらなかったということがあります。そうすると、引き上げ項目が無いので上がらないということでもいいのかという問題がずっと置き去りになっていくのではないかということで、解せないなという部分があります。

可能であれば上げられるときに上げていくべきだと思いますが、今回は人勸で500円というレベルです。500円引き上げという刻みがあるのかというと、無い。年間賃金でどれだけ改善していくかという考え方で改善していくのであれば、刻み幅の問題もあって期末手当の改定で行くしかないのかなと。そこまで見る必要はないという考え方に立てば、今回は据え置きかなと。その辺は迷うところです。

ただ、人勸が民間水準をベースに考えているということになると、賞与をいじらないで進めるというのは難しいんじゃないかと思います。やはり、年間報酬で考えてどれくらいの水準に改善していくのかという議論をしていく必要があると思います。ただ、民間とは期末手当、勤勉手当の考え方が違うようですので、そこがどうなっていくのかとか。

とりとめがなくて申し訳ありませんが。

(古川会長)

すみません、考え方の整理が付いてない段階でご意見を伺ったもので、なかなか難しかったと思います。他にご意見ございますか。

(宮沢委員)

実際に、義務的経費なんかを見ると非常に低いですね。つまり、人件費の水準だとかが他から比べると低いということで、支出部分のウェイトが低いのもかもしれないですね。

(総務部長)

義務的経費には、人件費の他に、生活保護等の扶助費も入っています。人件費については自らのことですのでコントロール性が高いのですが、生活保護費のようなものについてはコントロール性が低いという状況があります。ですので、財政自体が好転しているという評価をいただいたところですが、油断をすべきではないという時期にあるのは確かです

(古川会長)

他にご意見ございますか。石本委員，いかがですか。

(石本委員)

労働団体の立場から言わせてもらおうと、賃金を引き上げるのは当たり前というか、ぜひ

やるべきではないかという大前提があります。勉強不足で申し訳ないんですが、細かなことまで研究はしてないのではっきりしたことは言えないんですが、今年は引き上げで行くべきではないかと。端的な意見としましては、そのように発言させていただきたいと思います。

(古川会長)

これまでも、特別職の報酬を給与とみるべきなのか、それとも違うものと見るべきなのかという議論がありました。給与と同じ性格のものと見ますと、一般職が上がった場合にはそれと連動させて上がるという考え方に結びつきやすいんですが、特別職の報酬というのが職責に与えられた評価の基準だという見方をしますと、一般職が上がったからといって特別職も連動させる必要はないという考え方も出てくるわけです。ですから、特別職の報酬というものをどのように理解していくかということも関わってきます。そこにこの問題の難しさがあると思います。そういった点も踏まえて、他にご意見はございますでしょうか。

(山田委員)

市長でも市議でもそうですが、実際に立候補して当選して特別職になる際には、報酬を考えずになるわけですね。要は市民のため、地域なりをよくするためということで。ですので、報酬に関しては、このままでも異論はないようにも思います。色々な人と話をする機会もありますが、たとえば議員の場合は毎月65万5千円と言ったとき、皆さんはびっくりされていましたね。そんなにもらっていたの、と。ほとんどの方はそういったことを知らないわけですから。多いか少ないかはよくわかりませんが、びっくりされた方が多かったです。市長に関しては、テレビでボーナスがいくらだとかいう報道がありますが、議員に関しては気にかけていなかったかなと。

確かに政令指定都市から比較すれば安いですが、あまり他の市や県は考えなくてもいいのかなと思います。逆にもうちょっと減らしてもいいのではないかと感じました。特別職に関しては、評価が難しいと思います。

(水澤委員)

ちょっと発言いいですか。特別職などは10年ぶりで引き上げられて現在の額になっていますが、平成9年頃を見ると、議員も含めて特別職が最高額になっているんですね。そこから、改定せずとか、引き下げ改定だとかが行われていますが、去年引き上げられた額からすると、まだ引き上げる余地は残っているのではないかと私は考えます。

また、人口・財政などの類似都市と比較すると、本市が平均を下回っているという観点から見ます。市議は定例会が年間60日くらいの出席であり、当然勤勉という名目はない

ので期末手当。市長等の特別手当については、勤務時間には左右されないけど土日仕事をしたりで非常に忙しいということがあります。私もはじめてなのでわからないのですが、特別職と議員報酬を一体で考えるべきなのか、または特別職は人勸を考慮して引き上げるべきなのか、どちらかという点。

それと、報酬額については今年引き上げたから、2年連続というのは政務活動費の問題などで世論的にも地方自治に対して厳しい目もありますから、引き上げないほうがいいのではないかと思います。それでも、議員や特別職についても、職務に対する高揚感のような点を醸成するには引き上げということも必要かと思えます。

また、さきほど説明があったように、期末手当については最低の3.10になっています。今回一般職が0.1%引き上げですから、その半分を取って0.05%引き上げると、ちょうど政令指定都市の一番最低のところと肩を並べて3.15になるので、私は期末手当を0.05%引き上げるのが妥当かと思っております。

(古川会長)

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。私の独断で指名させていただきますが、上村委員いかがでしょうか。

(上村委員)

すみません、まだ私もこれといった結論を持っているわけではないのですが。

前回引き上げ勧告があって、審議会でも引き上げという答申を出した際、経済状況も少し良くなってきていて、新潟市としても合併建設計画が終了し、今後財政がもう少し良くなっていくだろうという見通しもあった上で、そろそろ引き上げようという流れで決まったかと思えます。それをベースにして考えますと、資料4にあるように若干ながら公債費が増え続けていくという状況を見ますと、合併建設計画が終わったからといって油断はできない状況なのかなというのが素人なりの判断です。

それに加えて、昨年度の引き上げについてはこれまでずっと引き上げがなかったため、引き上げという判断を取ったとしても新潟市民にそれなりに受け入れてもらえるだろうという素地はあったように思います。ただ、去年に引き続きまた今年もということになりますと、そこまで急に景気が良くなったという状況には無いような気がしますので、市民の受け止め方からすると、どうなんだろうというのが気に掛かっているところです。

ただ、可能であれば上げた方がいいとは少し思います。まとまっていなくて申し訳ありませんが。

(古川会長)

ありがとうございました。大橋委員、いかがですか。

(大橋委員)

私も逆にこれ取材して報道する側の立場でして、審議会自体も初めてですのではっきりと物は言えないなということでこれまで聞いておりました。ただ、委員をお引き受けした限りは、少しは発言しなければなりません。

一つ感じるのは、政令市という話が多く出てきますが、20の政令市を十把一絡げにして平均値を出していくというのはナンセンスだと思います。規模等が違いすぎますし、20市の中では新潟なんて人口密度等から見ても下の下ですよ。ただ、他の切り口で見ればそれなりの存在価値があるかもわかりませんが。ですので、政令市で見ていくというのはちょっと反対でして、同じ政令市では仙台ですとか、政令市ではないですが金沢ですとか、そういう最近伸びている都市と比較して新潟はどうなんだと。報酬を決めるにあたって、都市の勢いみたいなものも判断のファクターとして入れて判断すべきではないかと思いつつ聞いておりました。

もうひとつ、今日の当日配付資料において、一番右に市民一人当たりの負担額というのがあります。これは、20市のなかでは12位という表現ですよ。ここには660という数字が出ていますが、これを見ると他市と比べて遜色のあるような数字ではないように思います。これだから、議員が可哀想であるとか、議員に金が行きすぎているとか、そういうランクの数字ではないだろうと思います。

結論としては、去年上げたのであれば、今年は据え置きでいいのではないかと。上村委員のお話のように、2年続けてというのは市民感情から言ってもちょっと理解してもらえないのではないかと思います。そういうことで、据え置きということでどうかと思いました。

(古川会長)

続いて、小室委員いかがでしょうか。

(小室委員)

私もまだまとまっていませんが、平成9年以来引き上げ改定がない状況が続いていて、去年の引き上げがあってもまだ低い額ではあると思います。当時は政令市ではなかったと思いますが、比較すると状況はどうなったのかということを考えていました。今すぐはわからないかもしれませんが。去年引き上げがあったということを見ると、去年と今年で財政状況がすごくよくなっているというのが見えない限り、据え置きでないと、どうかなと思います。引き下げるという考えはありませんが、引き上げということになると市民感情がどうかな、と考えています。

(古川会長)

中山委員，いかがでしょう。

(中山委員)

私も今回初めてですので，まだそんなに口幅ったいことは言えないんですが，先ほど私が定員管理のことをお聞きしました。私は経営者代表ということで出ていますので，その視点から見れば，まず財務状況，それから人員が多いのであればその固定費を考える。そこで，私どもであれば役職者からカットしていくという方法でやっております。状況は少し上向きになってきたようではあります，政令市になってからの効果がまだ見受けられないように思います。市としては，市民の協力あるいは賛同を得られないような姿勢であってはいけないと思いますので，もう少し余裕ができてきたら，あるいは結果として見える物があればいいのですが，連続で引き上げというのはいかがなものかと。結論というわけではないですが，少し疑念を抱いております。

(古川会長)

山田委員，いかがでしょう。

(山田委員)

先ほども言いましたけども，報酬目当てに特別職になったわけではないと思います。先ほど中山委員がお話しされたように，景気が上向いていると言っても，民間ではボーナスが出ても1ヶ月，出ないところもあるわけです。それを考えると，やはり据え置きです。下げてもいいんじゃないかという人もいましたので。

(古川会長)

前川委員，いかがでしょう。

(前川委員)

年金暮らしで，経済の上向きというのはあまり感じない状況です。逆に今日配られた資料，市民一人当たりの議員報酬負担額ということで，順位としては12位ですが660円も市民が負担している状況です。私もはじめてこういうことを知りましたが，議員数も含めて市民には大きな負担なのかと思います。昨年度は引き上げということでしたので，今年ちょっと考えさせてもらいたいと思います。

それから，報酬の理解の仕方について話がありましたが，そのところの整理がまだ自分の中で上手くできておらず，確かな意見は少し言えないということもあります。

(古川会長)

他にご意見ございますか。

皆さんの意見が出てくると、それを聞きながら自分の考えも変わったり整理されたりということもあろうかと思いますが。

(水澤委員)

よろしいですか。

先ほど、期末手当を0.05月引き上げるのが妥当と言いました。それについて、私の中でも市民感情を考慮して、連続での引き上げはしないという考えもありますので補足いたします。

日銀短観等を見ると来年度もおそらく景気は横ばいですが、アメリカで12月にFRBが利上げすることなどを含めると、円安傾向になり企業業績も良くなるものと思います。春闘では2%の賃上げを望んでいますし、内閣もアベノミクスでインフレ率2%を望んでいますから、来年度も賃上げがあるのではないのでしょうか。そうすると、それについて人勧が出ますから、特別職報酬についても当然審議をすることになります。ですので、今回は改定しないという考えもありますということで、一言申し上げます。

(宮沢委員)

先ほど会長から、給与として捉えるか報酬として捉えるかという話がありました。そういうことになると、特別職というのは株式会社で言えば役員とか代表取締役になると思います。そうすると、ミッションを与えられていて報酬額が決まるということになると思います。ですので、結果がどうこうではなく、割り当てられたミッションで値段が決まっているということではないのでしょうか。たとえば議員さんで言えば、60日の議会出席以外に調査活動を行っている方もいれば、居眠りしている方もいらっしゃる。または、他に商売をしながら議員をしている方もいれば、議員専業の方もいらっしゃる。その部分は個別事情であって私どももよくわかりませんから、お願いしている役割、期待している責務の値段だとするのが一番飲み込みやすいのかと思います。

(大橋委員)

だからこそ審議会が設置されているわけですからね。そうでなければ内部で決めればいいんですから。

(宮沢委員)

おっしゃるとおりだと思います。

(古川会長)

この審議会は非常に難しい問題を審議している場です。その難しさというのは、特別職の報酬をどのように捉えるかという本質的な部分についての議論があり、また仮に報酬引き上げを行うということになれば、何%上げればいいのかという技術的な面も出てくるといことがあります。

昨年以前までは、一般職がほんのわずか上がったからといって連動させていたのでは煩雑であるという議論。また、先ほど言ったように一般職の給与は雇用契約に基づいて発生するものですが、それと会社で言えば役員になる市長、副市長の報酬とは同列に論じられないだろうという議論。ですから、人事委員会が若干の上げ幅で引き上げ勧告をしたからといって、それに連動させる必要は全くないのではないかという議論が主流でした。

ただ、他の政令市と比べて特別職の報酬が低く、熊本に抜かれて最下位という状況に去年はありました。先ほど述べたような議論もありましたが、最下位というのはいかかなものかということで、昨年度は人事委員会勧告で数%でも上がったのだから、それに連動して今回は上げるべきではないかという議論が多数を占めました。それで、去年は増額改定という結論に至ったわけです。

ところが今年は、2年連続で上げるという特別な理由があるかというあまり見当たらない。今回の人事委員会勧告も、上げ幅が非常に少なく、500円というものです。そんな雀の涙みたいな金額を引き上げても仕方ないのではないかという議論もあるかと思えます。

そういうことを踏まえて、この審議会ではどう望んでいけばいいかということで議論しております。皆様の意見を伺いますと、据え置きという考え方が多数を占めているかという感じを受けていますが、やはり引き上げるべきだというようなお考えの方はいらっしゃいますか。

(宮沢委員)

組合的にはやっぱり上げたいですか。

(石本委員)

賃上げに対して、それをするなと言うわけにはいかないですね。ただ、その一点だけの話なんです。市民感情がどうか、財政状況がどうかという話になると、やはり二の足を踏んでしまいますが。

(宮沢委員)

去年期末手当に手を付けなかったのは、月額報酬が期末手当の計算に跳ね返ってくるので、そこで一定の改善が見られるということで手を付けなくていいのではないかという議

論だったんですか。

(職員課長)

期末手当は他都市よりも0.05月低いという状況です。他都市は一般職に連動して引き上げましたが、新潟市では報酬月額を引き上げることによって期末手当のベース金額も上がるということで、期末手当そのものまでは手を付けないという話でした。

(宮沢委員)

年収で見ると、たとえば月額報酬が0.3上がって期末手当分が上がらないということですが、実績としては市長では0.34上がっていますよね。これは端数処理の刻みの関係ですか。

(職員課長)

はい、端数処理のためです。

(古川会長)

市長や副市長もやはり、労働者という感覚のとらえ方になるのでしょうか。

(石本委員)

そこまでは行かないかと思ひまして、むしろ役員と捉えるのであれば別に上げなくてもいいかという感じもします。ですが、やはり働く者は同じ労働者なのではないかという考え方になってしまいます。議員にも知り合いはいますが、一生懸命頑張っている人の姿を見ると、頑張ってもらうためにも多少でも上げてあげるべきではないかという考えもありました。ただ、皆さんの話を聞くとどうだろうという気持ちです。

(古川会長)

実はそれも毎年出ている議論でして、やはり他都市と比べると新潟市が低い位置にあるということについては皆さん気にしておられまして、機会があれば調整はしたいという基本的な考えはありました。ただ、今年やるべきなのかという問題になると、では今年上げる理由があるかということになり、その理由がなかなか見つからないということですずっと改定せずに来たわけです。

今年の改定については、去年曲がりなりにも増額改定をしたものですから、2年連続となるとまたそれなりの理由を付す必要があると思います。

どうでしょうか。

(宮沢委員)

労働者ではないということになると、消費者物価を持ち出すのが難しい感じもします。

(古川会長)

別に、硬直した考えを持つ必要はないと思います。色んな考え方で議論をして、一つの共通の方向性を見出すというのが審議会の役目ですから。

(水澤委員)

消費者物価等も比較的安定していますし、報酬を生活給と考える場合には、物価等が比較的安定しているという観点からも、引き上げなくてもいいのではないかと考えられます。

(古川会長)

なんとなく、議長が議論をリードしてしまっていて、方向性を作ってしまったというような忸怩たる思いもありますが。

問題は、この議論をもう一度やる必要があるかということです。この場で改定しない、据え置きという結論になれば、それを市長に答申するという作業に向けて動くというだけになります。結論を出すためにさらに議論を深めるということになりますと、もう一度審議会の場を設ける必要があります。ただ、私が皆さんの話を伺った限りでは、今回は据え置きだというのが共通した考え方だと理解できますが、それでよろしいでしょうか。

据え置きということで方向性が定まったということであれば、答申の作成を私に一任いただければ、私のほうで然るべく理由等を記載して、据え置きの方向で答申させていただきたいと思いますが、その方向でよろしいでしょうか。

【異議無しの声】

(古川会長)

ありがとうございます。それでは、事務局と調整し、11月8日に市長に答申書をお渡ししたいと思います。

では、事務局よろしく申し上げます。

(職員課長)

では、11月8日に2回目の開催を想定しまして、皆様にもご予約をお願いしておりましたが、本日をもって結論が出されたということで、今回は開催しないということにさせていただきます。

(古川会長)

それでは、予定時間3時半までに10分ほど残しておりますが、本日は議論を終えることができましたので、これで終決したいと思います。ご苦勞様でした。

【 終 了 】